［条を削る。］

［条を削る。］

第四　規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））法第百三十条第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。

一　保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号。以下「連結告示」という。）第二条第四項第一号に規定する額

二　連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条の二第一項第八号に掲げる額に算入することができる額

三　連結告示第二条第五項の規定により、規則第八十六条の二第一項第八号に掲げる額から控除される額

四　連結告示第三条の規定により、法第百三十条第一号に掲げる額から控除される額

2　規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））法第百三十条第二号に係る細目の項下欄九に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

第五　規則別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。

一　連結告示第二条第四項第一号に規定する額

二　連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額に算入することができる額

三　連結告示第二条第五項の規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額から控除される額

四　連結告示第三条の規定により、法第二百七十一条の二十八第一号に掲げる額から控除される額

2　規則別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））法第二百七十一条の二十八の二第二号に係る細目の項下欄九に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

第六　規則別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、保険業法第二百七十二条の二十八において準用する同法第百三十条の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づく少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法（平成十八年金融庁告示第十四号。次項において「少額短期業者告示」という。）第二条第三項の規定により、規則第二百十一条の五十九第一項第七号に掲げる額に算入することができる額とする。

2　［同上］

1　保険業法施行規則（以下「規則」という。）別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、保険業法第二百七十二条の二十八において準用する同法第百三十条の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づく少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法（平成十八年金融庁告示第十四号。次項において「少額短期業者告示」という。）第二条第三項の規定により、規則第二百十一条の五十九第一項第七号に掲げる額に算入することができる額とする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。